


第 46 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和6年2月20日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

- 1 権利の内容 貸切バス運賃、駐車料及び通行料 838,810円
- 2 放棄により利益を受ける者  
(最終住所地) 
- 3 放棄の理由 平成29年度の貸切未収金について、当該債務者に十分な財産がみあたらず、又、事業を休止しており再開の見込みもない状況にあり、差し押さえ出来る財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められることから議会の議決により権利の放棄を求めるもの。
- 4 放棄の時期 議会議決日以降

(提案理由)

貸切バス運賃、通行料及び駐車料の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。